

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

第五十八回技術會議

第十部第廿二回會議々事要旨

一、審議事項 納品檢定に各部課職員立會のことに關する規定に就て

一、開 催 昭和七年三月一日

一、出席者 別紙記載

一、議 事

イ、技監 本所購入品の檢定は從來檢定課職員のみこれに當り居れど今後は各部選出の投手以上の職員若干名を之に參加せしめて購入品の判別力を收得せしむると共に一層檢定の公平を期せんとす

ロ、工作部長 現行の檢定時間及び人員如何

ハ、檢定課長 主要なるもの次の如し

現場持込品及諸工事檢査	職員四人
中央北門前出倉庫納品及副製品檢査	職員二人 職工二人
納品倉庫檢査、戸畑作業場納品檢査	職員三人 職工三人

木 材 検 査

職員二人 職工三人

二

鐵管、地金類検査、度量衡自治検査

職員二人 職工二人

砂、砂利、粘土、煉瓦類検査

職員一人 職工三人

諸工事の検査は仕様書と比較するものにして木材検査は日本標準規格に従ひて検査す

ニ、技監 要は知識の向上に資するものなれば、定期事務に迄關與する必要なし、各部より一名を選出し三ヶ月位を任期とする程度は如何。

ホ、製鋼部長 可及的人員を増し任期も長きを望む。

ヘ、化工部長 一週二回位立會するものとしては如何。

ト、検査課長 納入品目は前日迄に知り得れども立會員に通知することは其の煩に堪へず、毎日午前又は午後規則的に立會せられたし。

チ、製鋼部長 同一人が毎日立會することは困難なり。

リ、技監 各部より三名を選出し同一人は一週二日間午前又は午後
に立會する程度にしては如何、

ヌ、検定課長 一日に一回の立會ならば比較的納入品多き午前を選
ばれたし、尚日割表を作り何某は何日何處に立會するやを定めて
は如何。

ル、條綱部長 同一人が各所の立會を一巡したる時期を以て任期終
了としたし。

ヲ、検定課長 雜品多量にして其の検定が立會員の立會時間内に完
了せずこれがため其の認印を得ざることあらば事務滞帶を來す懼
あるべし、この場合の處直如何、ハンマー柄の検定の如きは當課
職員も單に立會するのみなるがこれと同一趣意にて立會員の捺印
は帳簿上の品目を見てこれを行ひ以て不在中の検定に就いては檢
定課員を信用することゝせられたし。

ワ、技監 納入品の検定時間を毎日一定時間内とし書類も豫め繕め

置きては如何、海軍に於ては高等官一同毎日食後短時間納品の檢定を行ふ定めありて支障なく實行されつゝあり。

カ、條綱部長 一定時間に檢定を行ふことゝならば立會員全部の認印を得ること容易なるべし、現品を全然見ずして認印することは贊成し難し。

ヨ、化工部長 檢定課長の希望の如く毎日午前午後に亘りて常に立會員の立會を要すとせば各部より六名を選出し各自一週二回午前又は午後立會することゝすべし。

タ、銑鐵部長 納入雜品の檢定件數如何

レ、購買課長 年間約一萬件毎日約三十件に達す。

ソ、倉庫課長 電球の如き一々點火するため檢定完了せず翌日更に繼續することあり、この場合立會員は全部を見ずして認印するを免れず。

ツ、技監 斯る場合責任を分擔すべし

ネ、工作部長 立會員の在不在に拘らず検査作業を行ひ立會員來場せる時意見を交換の上認印を求むることゝしては如何。

ナ、検査課長 雜品の検査は場所の關係上検査後順次倉庫に搬入するを例とするが故に立會員は不在中の検査品に對しても検査課員を信用して認印せられたし、要するに合格不合格の決定に参加する程度たるを希望す。

ラ、検査 不合格品の處置如何。

ム、検査課長 一應不合格となりたるものも商人の願ひあらば該品購買課長 使用工場の意見を徴し検査、購買兩課協議の上減價採用することあり。

ウ、製鋼部長 屑鋼類の検査には特に富部より人を派することを許されたし。

エ、検査 納品検査は毎日定期に行ひ立會員一人以上の認印を必要とす

立會員は各部より六名を選出し各自一週二回雜品並に木材の檢定
に立會すべし、立會人の立會すべき場所、期日に關する表を效務
課長の手許にて作製し本件に關する條文の形体は秘書課長作成し
て總務部長名にて示達することにしたし

出席者（十二名）

野田 技監	堀 鋳 部長	久保田 製鋼 部長	景山 條鋼 部長	黒田 化工 部長	山縣 工作 部長	波江 野驛 買課 長	木村 倉庫 課長	中原 運輸 課長	城 檢定 課長	櫻井 効務 課長	井村 技術 課長
-------	--------	-----------	----------	----------	----------	------------	----------	----------	---------	----------	----------